

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
経済産業大臣 梶山 弘志 殿  
消費者庁長官 伊藤 明子 殿

6月26日発表「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の  
注意事項に関する質問書

○拭き掃除には、有効塩素濃度 **80ppm** 以上のものを使いましょう。

←濃度の根拠はなにか？ 報告書では 35ppm と書いてあるがどう違うのか。

○ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かして使う場合、有効塩素濃度 **100ppm** 以上のものを使いましょう。

← 40～50ppm 程度で死活できたと証明できる試験データは多くあり、100ppm の根拠は？  
100ppm 以下の 50ppm、80ppm など最低これだけで効くという濃度を試験しなかったのはなぜか？

○元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 **200ppm** 以上のものを使うことが望ましいです。

←200ppm の根拠は？ NITE 試験の結果の表記か？

○十分な量の次亜塩素酸水で表面を **80ppm** でヒタヒタに濡らす。

←NITE が実験した結果か？「ヒタヒタ」という感覚的表現はどう実行すればよいのか。  
使用法を知らせるポスターなのに現実的な使用法が想像できない。次亜塩素酸水溶液に浸して絞った布巾で十分除菌可能ではないか。スプレーボトルでテーブル全体にスプレーして拭き取ればよいのではないか。

○アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

←NITE で同量でアルコールとの効果比較試験をしたのか。

○少し時間をおき (**20 秒以上**)、きれいな布やペーパーで拭き取る。

←20 秒以上の根拠は。流水の 20 秒と混同していないか。

拭き取るのは次亜塩素酸ナトリウムのように「残留物」があるからか？ヒタヒタにしてしまったためテーブルが使用不能になるからか？

○酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する可能性があります。

←「塩素系漂白剤を酸と混ぜると塩素ガスが発生する危険があります」のまちがいで？次亜ナトリウムと混同しているのではないか。

○人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。

←NITEの委員会が実験も評価していないものをなぜ記載したのか。

前回5月28日に発表し修正を行った反省が全く生かされていないのはなぜか。今すぐ修正して、QA対応すべき。政府間で評価の祖語があるならば改めてNITEで試験すべき。

○空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

←次亜塩素酸水溶液は「消毒剤」ではない。次亜塩素酸ナトリウムと混同しているのではないか。

○修正されることがあります。

←最終報告後、タスクフォースが解散しても修正可能か。担当箇所はどこになるのか。

○流水でかけ流す場合、有効塩素濃度 **35ppm** 以上のものを使いましょう。

←前ページで80ppmとあるが、使用方法で濃度に差があるのはなぜか？

○装置から生成されたばかりの次亜塩素酸水を用いて流水かけ流しを行ってください。

←「生成されたばかり」とあるのは、保管備蓄タイプのものは適合しないのか。

○アルコールのように少量かけるだけでは効きません。

←同量の次亜塩素酸水とアルコールとの比較試験をしたのか。

アルコールでも除菌対象によっては少量では効果がないがアルコールの新型コロナウイルスに対する効果の詳細試験は行ったのか。なぜ発表されないのか。

○製品に、濃度（**pH**）、有効成分（有効塩素濃度）、使用方法、使用期限の表示があることを確認しましょう。

←pH値とは水溶液の酸～アルカリの位置を示すもので、濃度ではない。誤解を招く。

○ご家庭等で、次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

←塩素ガスに修正すべきでは。

○新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を **20** 秒反応させたところ、**35ppm** 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは **100ppm** 以上）で、有効性が確認されました。

←ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムもpH値を微酸性（pH5～6.5）に調整すれば同じ結果が出る。100ppm以下の試験はしていないのではないか。

○手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

←前回の誤報道を招いた反省から大きく前面で注意すべき。

○本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」をさしています。食品添加物としても用いられる、電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と次亜塩素酸ナトリウム pH 調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

←定義は最初を書くべき。酸性のものだけではなく、微アルカリのものは含まないのか。中性溶液は含まないのか。

○人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

←この試験自体が効能をしらしめるためのもので、感染の予防に使うよう奨励している。使用者がどう判断してよいのか混乱する記載であり、何を目的に記載したのか？

消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。水色チラシへの質問書そもそも今回の NITE の試験で有効とした発表した次亜塩素酸水溶液が記載されていないのはなぜか？全国で広く使用されているアルコールが入っていないのはなぜか？

NITE の報告なのに NITE の試験にかかわらないチラシが発表されたのはなぜか？

○チェックポイント 使用方法 有効成分 濃度 使用期限

←次亜塩素酸水溶液の場合は、濃度と pH 値の確認

○テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

←アルコールと次亜塩素酸水はなぜ記載されないのか？

○まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。

←消費者庁が制作したチラシならば危険性を試験した結果は？

空間噴霧できるものは現状では次亜塩素酸水しかない。次亜塩素酸ナトリウムと混同していないか？ スプレー式除菌も空間噴霧とかがえるのか？

一般社団法人 次亜塩素酸水溶液普及促進会議

代表理事 越智 文雄



厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
経済産業大臣 梶山 弘志 殿  
消費者庁長官 伊藤 明子 殿

6月26日発表「次亜塩素酸水」の使い方・販売方法等について（製造・販売事業者の皆さまへ）  
に対する質問書

以下についてご回答ください。

1. 有効な「次亜塩素酸水」の範囲と使い方の注意

●拭き掃除に使うとき：有効塩素濃度 80ppm 以上のもの

←拭き掃除の80ppmの根拠はなにか？

←NITEの報告書のどの報告を根拠としているのか？

●ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かしたものは有効塩素濃度 100ppm 以上  
とあるが

←100ppm以下の検証はされたのか？

←上記の80ppmとの整合性は？

3. 利用する際の注意の

●次亜塩素酸水を、まわりに人がいる中で空間噴霧することはお勧めできないこと。

←NITEでは空間噴霧の評価はしないと発表されたがこちらでは空間噴霧を  
勧めないと文言を入れたのはなぜか？

←次亜塩素酸水溶液が正しい取り扱い下においては人体に影響がないことは多くの  
公的機関研究結果が示しているが、どのような研究を根拠に記載しているのか？

一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議

代表理事 越智 文雄

